

令和2年5月15日

保護者各位

那覇市立城東小学校  
校長 金城 光明  
<公印省略>

学校臨時休業の再開について (お知らせ)

平素より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

見だしの件につきまして、那覇市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月7日(木)より市内の小中学校を臨時休業(延長)にしておりましたが、県内において新たな患者数が減少していることから学校を再開することになりました。

本校におきましても、以下のように登校再開いたしますのでご確認の上、御協力よろしくお願ひします。

なお、御家庭におかれましては、さらなる感染防止のための取組みについて、引き続き御留意いただくようお願いいたします。

記

- 1 学校再開日 令和2年5月21日(木)  
※一斉登校 通常通り登校
- 2 対象児童 全児童(1~6学年)
- 3 内容 ○1学年 登校8:30~8:45  
入学式(9:30~10:00) 給食なし  
※入学式終了後、保護者と下校  
○2~6学年 4校時まで授業 給食有り  
※給食終了後下校(清掃なし)  
下校時刻 13:30

4 22日以降の日程

日	21日(木)	22日(金)	25日(月)~
内容	2~6学年(通常日課) 4校時まで授業 給食有/掃除なし 下校13:30頃	全学年(早日課) 4校時まで授業 給食有/掃除なし 下校13:00頃	通常通りの授業 (各学年の時間割)

- 5 協力願ひ
  - ・登校時は必ずマスクを着用する。(マスクに記名する)
  - ・水筒を持参する。(まめな水分補給、衛生面を考慮)
  - ・ティッシュペーパー等を1箱持ってくる。(各自の机ふき用)
  - ・ハンカチやミニタオルなどの手ふきを持ってくる。
  - ・検温シートを持ってくる。

保護者 各位

令和2年5月15日

那覇市教育委員会  
教育長 田端 一正

### 臨時休業措置の解除及び再開後の対応について（通知）

平素より、学校における感染症対策に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

見出しのことについて、国や県の緊急事態宣言が解除されたことから、特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県実施方針等を踏まえ、下記のとおりといたします。保護者の皆様におかれましては、引き続き感染拡大防止について御協力いただきますとともに、学校再開に向けての準備をお願いいたします。

### 記

- 1 臨時休業措置の解除 令和2年5月21日（木）から学校を再開します。  
※5月21日（木）、22日（金）は給食終了後に清掃なしで下校とし、5月25日（月）より通常登校となります。
- 2 学校再開後の授業等について
  - (1) 実施方法  
一斉登校とし、引き続き感染拡大防止の取組が必要であることから、集団感染のリスクを高める3つの条件（密閉、密集、密接）が重ならないよう実施します。
  - (2) 給食の実施  
給食は、5月21日（木）の学校再開時より開始します。  
中学校1年生の給食は、5月22日（金）より開始します。  
小学校1年生の給食開始については、各学校から連絡があります。
  - (3) 学校の対応
    - ① 手洗い、咳エチケット、マスク着用を徹底します。
    - ② 5月21日～22日の間に、新型コロナ感染症拡大防止のための生活様式や学校のきまり等、安全に関する学級指導を行います。
    - ③ 教室等の換気は気候上可能な限り常時行います。  
(空調使用時においても換気は必要であることに留意します。)
    - ④ 終了後は、速やかに下校させます。

⑤ 学校全体や学年での集会等、多数での活動は行いません。また、可能な限り他学級との接触を避けるよう工夫します。

⑥ 給食時間において、私語をせず配膳や食事をし、全員が正面を向いて座るよう指導します。

⑦ 授業において、文部科学省の指針に基づいた身体の接触や感染の危険性を伴う活動は、当分の間行いません。（密着する運動、調理実習、合唱指導等）

(4) 部活動等について

部活動は、学校再開後も当面の期間行いません。また、スポーツ少年団、その他団体等への学校施設の開放も、当面の期間行いません。

3 家庭での対応について

(1) 手洗い、咳エチケット、マスク着用について徹底をお願いします。

(学校配布のマスクも活用できます)

(2) 児童生徒における登校前・下校後の検温を行い、「検温及び健康観察シート」への記入を継続してください。

(3) 学校にて発熱が確認された場合は、保護者に引き取っていただきます。

(4) 児童生徒に風邪症状(発熱、鼻水、咳、倦怠感等)が見られるときは、学校へ連絡し症状がなくなるまで自宅で休養させてください。その場合、欠席扱いにはなりません。風邪症状等はないが出席させることに不安がある場合は、学校へご相談ください。

(5) 臨時休業中に特定警戒都道府県へ渡航歴のある児童生徒、または特定警戒都道府県より転入学等のために来沖する児童生徒は、来沖した日の翌日から原則として2週間は、自宅待機をして下さい。2週間後、健康状態に問題がなければ登校できます。

※上記の対応は、令和2年5月15日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得る旨、御承知おきください。

<本件のお問い合わせ>  
那覇市教育委員会 学校教育課  
TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522